

取扱区分：「公開」

令和7年第8回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和7年8月12日(火) 10時00分

於：周南市役所本庁舎1階 多目的室

令和 7 年第 8 回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 1 2 日（火） 午前 1 0 時 0 1 分 ～午前 1 0 時 4 4 分

2 場 所 周南市役所本庁舎 1 階 多目的室

3 出席者等

（1）出席委員 1 8 人

1 番 林 俊 一

2 番 歳 光 時 正

3 番 野 村 邦 幸

4 番 重 永 正 人

5 番 佐 伯 伴 章

6 番 笠 井 保 雄

7 番 河 内 邦 雄

9 番 佐 伯 信 治

10 番 高 橋 恵

11 番 秋 貞 啓 子

12 番 藤 井 孝

13 番 山 下 敏 彦

14 番 瀧 山 美智子

15 番 市 川 進

16 番 有 馬 俊 雅

17 番 兼 重 智

18 番 田 中 榮 作

19 番 白 石 純 治

（2）欠席委員 1 人

8 番 藤 原 典 子

（3）事務局職員 4 人

局 長 中 村 仁 紀

次 長 原 田 賢 二

次長補佐 神 本 和 典

書 記 中 山 浩 毅

（4）傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第42号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第43号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第44号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	2件
議案第45号	農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消申請について	1件
議案第46号	農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件

第3 報告事項

報告第52号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	3件
報告第53号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	1件
報告第54号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	4件
報告第55号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出後の事業計画の変更届出について	2件
報告第56号	非農地判断の結果について	6件
報告第57号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	18件
報告第58号	地目変更登記に係る登記官からの照会に対する回答について	3件
報告第59号	相続土地国庫帰属承認申請に係る中国四国農政局からの照会に対する回答について	1件
報告第60号	現況が農地でないことの証明等について	7件

中村事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、8番・藤原典子委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表及び参考資料の差し替えを配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和7年第8回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

16番・有馬俊雅委員、17番・兼重 智委員のご両名をお願いいたします。

	議事日程第2、議決事項に入ります。 それでは、議案第42号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 原田事務局次長 1ページ及び2ページの議案第42号は、1議案5件です。 番号1番についてご説明いたします。 所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が246平方メートルの農地です。 権利移動は所有権移転で、譲渡人は管理ができないため譲り渡すものです。 譲受人は、譲渡人から譲渡の依頼があり、野菜を栽培するため譲り受けるものです。 農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。 以上でございます。
議長（山下会長）	ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
19番・白石委員	白石委員 19番、白石です。 番号1番について、補足説明いたします。 7月17日に事務局職員と推進委員、私で現地確認を行いました。 事務局の説明にもありましたように、譲渡人は事情により、急きょ、管理ができなくなったことから、農地が隣接する譲受人へ売却の相談をされたそうです。 関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。 特に、問題はないと考えられます。 ご審議の程、よろしく願いいたします。
議長（山下会長）	ありがとうございました。

それでは、議案第42号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第42号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田7筆、畑1筆の面積が9,686平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は加齢とともに通作が困難となることを想定して、申請地の近隣に居住する譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、これまでも譲渡人とともに申請地を耕作しており、これまでどおり水稻、野菜、果物を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番、重永です。

番号2番について、補足説明いたします。

原田事務局次長

議長（山下会長）

4番・重永委員

7月17日に事務局職員、推進委員と一緒に現地確認を行いました。

申請地は、車道から大型農機具等の乗り入れがしやすく、水利の良い農地は水田として、その他の農地は畑作として各種の季節野菜が植えられており、梅、キウイ、柿等の果樹園としても活用されていました。

7月27日に譲渡人、譲受人の両名に電話により、意思の確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

譲渡人は、譲受人の実弟で、現在は市街地に居住されています。

事情により実家の全農地を相続されましたが、耕作面積が広いため、これまで譲受人に協力してもらい、農業経営を進めてきたことです。

しかしながら、高齢になり将来的に通所等が難しく感じるようになったことから、農地の近くに住んでいる譲受人に贈与して、今後は譲受人の農業の手伝いという形で協力していきたいということです。

譲受人は、譲渡人の農業経営に協力するなど、約20年の農業歴があり、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機等の稲作に必要な農機具は全て譲渡人から譲り受けることにしており、今後も稲作を中心に、季節野菜の栽培、果樹園の維持管理を続けていきたいということです。

調査項目に従い調査しましたが、特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第42号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号、番号2番について、採決を行います。

議長（山下会長）

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第42号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が2,092平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は管理が困難となったため、申請地に隣接する農地を所有する譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人から申し出があり、水稻を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

1番、林です。

番号3番について、補足説明いたします。

7月22日に事務局職員1名と推進委員2名、私の4名で現地確認を行いました。

後日、譲渡人と譲受人に電話で意思確認いたしました。

現地はすでに水稻として作付けされておりました。

譲渡人は高齢で、今まで管理していた方が亡くなられ、困っていたので、申請地の近くで水稻をされている譲受人に相談して譲り渡

原田事務局次長

議長（山下会長）

1番・林委員

議長（山下会長）

すことにしたそうです。

譲受人は長年にわたり水稻をされており、譲渡人の田も近いことから、譲渡人の申し出により譲り受けることにしたそうです。

調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第42号、番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第42号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆、畑2筆の面積が1,946平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は施設に入所しており、高齢により管理が難しくなったため譲り渡すものです。

譲受人は、祖父母が住んでいた家や田畑が荒れるのを防ぎ、減農薬、有機栽培による耕作に取り組むため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

7月18日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

譲渡人及び譲受人には、同日、電話にて意思を確認いたしました。

申請地は、譲受人の母親の実家に隣接する農地で、家屋と共に母親の兄の配偶者である譲渡人から贈与を受けるものです。

田は3枚になっており、畑と共に、しばらく前から耕作されていませんが、毎年、草刈り等をされており、保全管理がなされています。

専業農家である親戚や友人の協力も得て、先祖の残した農地を守っていききたいとのことでした。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしており特に問題ないと考えます。

以上です。

それでは、議案第42号、番号4番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第42号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が1,037平方メートル

の農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は農業経験がなく耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、これまでも申請地で露地野菜を栽培しており、譲渡人から申し出があったため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番・笠井委員

6番、笠井です。

番号5番について、補足説明いたします。

7月25日に事務局職員と一緒に現地確認を行いました。

また、譲渡人と譲受人には電話で意思確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地はJ R岩徳線沿いの農地で、地目は田で、現況はナス、ピーマン、ネギ等が作付けされていきました。

譲渡人は、この農地を相続しましたが、営農の経験もなく、年齢的にも今後耕作ができないことから、これまで利用権を設定し、耕作してもらっていましたが、今回、利用権を解除しています。

譲受人は市内に住んでいますが、この元農業委員の方に相談し、この農地で一緒に営農の手伝いをし、経験を積んでこられました。が、今回、この農地を贈与という形で譲り受け、本格的に農業に取り組みたいとのこと。

また、耕運機、草刈機も保有し、野菜はJ A直売所へ出荷し、今後も家族と一緒に農業に取り組むそうです。

調査項目に従って調査しましたが、特に問題はないと思います。

議長（山下会長）

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第42号、番号5番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第42号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

3ページ及び4ページの議案第43号は、1議案4件です。

番号1番についてご説明します。

申請地は、周南市鼓南支所から北東へ約2,870メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから5ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

借主は、農家住宅を建設するため、申請地を使用貸借により借受けようとするものです。

貸主は、子である借主の申出に応じることとしたものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現

17番・兼重委員

地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

兼重委員

17番、兼重です。

番号1番について、現地調査の結果及びその補足説明いたします。

7月28日に事務局職員、推進委員と私で現地確認を行い、同日、譲受人と譲渡人に電話で意思確認をしました。

申請地は、太華山の麓にある小集団の集落にある農地で、鼓南支所から約2,870mの場所にある農地です。

近年は耕作しておらず、雑草が繁茂している状態です。

譲渡人は、農業の後継者である息子に農地を貸し付けて、農家住宅を建てさせ、自宅近くに住まわせて、共同で農業を営みたいとのこと。

譲受人は、兄弟が仕事の都合により農業に従事できないので、自分が農業の後継者として、親の家に隣接して農家住宅を建て、兼業しながら農業に従事したいとのこと。

申請地は公道に接しており、雨水排水等は公共施設及び道路側溝に排水でき、周辺の農地への被害の恐れはないと思われます。

立地基準に照らして転用に問題はなく、また関係書類も完備されており農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても、特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第43号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

	(異議なしの声あり) 異議がありませんので、議案第 43 号、番号 1 番は、許可と決定いたします。
神本次長補佐	続きまして、議案第 43 号、番号 2 番を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 神本次長補佐 番号 2 番についてご説明いたします。 申請地は、戸田駅から南西へ約 880 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の 6 ページから 10 ページのとおりです。 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。 譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 396.86 平方メートル、パネル枚数 156 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。 譲渡人は、耕作困難な土地で休耕していたことから、譲受人に譲り渡すものです。 土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。 以上でございます。
議長（山下会長）	ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
14 番・瀧山委員	瀧山委員 14 番、瀧山です。 番号 2 番について、補足説明いたします。 7 月 28 日に事務局職員、推進委員と私の 3 名で現地確認を行いました。 譲渡人は、耕作目的で貸し付けていたが、耕作困難ということで休耕していたところ、譲受人が太陽光発電の用地を探しており、当

議長（山下会長）

地が適しているとして申し出があり譲り渡すことにしたそうです。

当地は、何年間も耕作された様子はありませんでした。

隣接する水田についても水路が整備されており、影響はないと思われる。

8月1日に電話にて意思確認もできております。

特に問題はないと思われ。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第43号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第43号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号3番についてご説明いたします。

申請地は、周南市須々万支所から南西へ約1,450メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の11ページから15ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、土木工事を営む法人で、会社が使用している既存の資材置場、建設機械置場及び駐車場が事務所から離れていて利便性が

悪いことから、事務所の近くに新たな資材置場等の設置を計画しているものです。

譲渡人は、維持管理が困難になったことから、譲受人に譲り渡すものです。

本件は、先月開催の第7回総会で議案第39号、番号1番として水路の付け替え作業場の一時転用の許可を迫認した事案に関連するもので、水路の付け替え完了後に原状回復されておらず、無断転用の状態となっており、この無断転用の部分について迫認をするか否かの事案となります。

本件の申請書には、顛末書が添付されています。

無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことでした。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人の既存施設については、位置図や写真によりその利用状況を確認しております。

また、申請地の工事完了後は、資材置場として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

番号3番について、現地調査の結果及びその補足説明いたします。

6月24日に事務局職員と推進委員2名、私の4名で現地確認をしました。

なお、少し日数が経ちましたので、再度7月30日に現地を確認しました。

そして、譲渡人とは7月31日に自宅にて意思確認をし、譲受人と

は8月1日に電話で意思確認をしました。

今回申請のあった5筆の内3筆については、前回の総会で使用貸借について議決された案件であり、水路の付替工事に際し、無断転用がされた土地で、土砂等が搬入されていました。

他の2筆は、背の高い雑草が繁茂している状態でした。

譲渡人は約10年前までは水稻を行っていたが、担い手が亡くなり管理に困っていたそうで、今回、知り合いを通じ売買の話があり、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は事業を拡大しており、建設機械置場、資材置場等として活用するとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に、問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第43号、番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第43号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号4番についてご説明いたします。

申請地は、熊毛高速自動車国道入口から北へ約370メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公

議長（山下会長）

神本次長補佐

図、土地利用計画図は参考資料の 16 ページから 20 ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 482.23 平方メートル、パネル枚数 189 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、高齢となり、維持管理が困難になったことから、譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2 番・歳光委員

2 番、歳光です。

番号 4 番について、補足説明いたします。

7 月 14 日に事務局職員と推進委員と私の 3 名で現地調査を行いました。

この農地については、近年耕作をされておらず、今回、太陽光発電設備を設置するための申請です。

パネル設置面積、設置枚数及び発電出力等は、事務局の報告のとおりです。

譲渡人は高齢のため農地の管理が困難で、耕作も長年されておらず、この農地の管理に不自由されておりましたところ、今回、譲受人が太陽光発電に適した土地であることから話があり、所有権移転に伴う売買が成立したものです。

この土地の付近には他の太陽光発電設備が多くあり、調査項目に従い調査を行いましたが、特に問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第43号、番号4番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第43号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

5ページ及び6ページの議案第44号は1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

本件は、令和3年第4回総会の議案第13号、番号1番として許可相当である旨を決定し、常設審議委員会の意見徴収の審議を経て、令和3年4月28日付け指令周農委5条許可第4号として許可したものに関連します。

許可後、3回にわたって工事期間を延長する旨の事業計画の変更を承認していますが、今回の変更も、工事期間の延長に関する事項となります。

今回の変更の理由として、設備変更に係る経済産業省の変更認定申請のため地元説明会を実施したが、後日、経済産業省より、地元への説明が不十分であるとの指摘があったことから、地元説明会の再実施が必要となり、その手続きに時間を要していることによって、工事の遅延が発生し、その影響により、電力会社との連結工

議長（山下会長）

事についても、遅延が生じていることから、工事期間を令和7年12月31日まで延長したいとの申請です。

工期の変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます。

ただ今の議案第44号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第44号、番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第44号、番号1番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第44号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

本件は、令和6年第3回総会の議案第12号、番号5番としての審議を経て、令和6年3月11日付け指令周農委5条許可第4号として、許可したものに関連します。

今回の変更の理由として、土地の埋立の80パーセント程度は終了しているが、休日ごとに作業を行っているため、遅延が発生していることから、工事期間を令和8年3月10日まで延長したいとの申請です。

工期の変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第44号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第44号、番号2番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第44号、番号2番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第45号、「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

7ページの議案第45号は1議案1件です。

それではご説明いたします。

本件は、令和7年第6回総会の議案第29号、番号1番としての審議を経て、令和7年6月10日付け指令周農委5条許可第8号として許可したものに関連します。

許可後に、太陽光発電設備設置にあたり、水の流入による地盤の強度不足が判明し、太陽発電設備の設置が困難となったため、本計画を断念するというものです。

まだ、所有権は移転していないとのことで、このことは、登記の全部事項証明書で確認しております。

許可処分の取り消しが適当と考えられます。

以上でございます。

ただ今の議案第45号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第45号、番号1番について、採決を行います。

神本次長補佐

議長（山下会長）

本件は、申請どおり許可処分を取り消すことについて、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第45号、番号1番の許可処分の取消申請は、許可処分を取り消すことに決定いたします。

次に、議案第46号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

8ページの議案第46号について、ご説明いたします。

第8区、四熊2（西部）の農地利用最適化推進委員の欠員が生じたため、令和7年6月12日から7月11日までの1か月間公募を行いましたところ、1名の応募者がございましたので、7月25日に農地利用最適化推進員候補者評価委員会を開催し、応募者について評価を行い、候補者を決定いたしました。

農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっておりますことから、本議案においてお諮りするものです。

氏名等は記載のとおりで、委嘱期間は本日から令和8年7月23日までとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第46号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第46号は、承認することに決定しま

した。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第52号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

9ページの報告第52号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は3件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第52号を終わります。

続きまして、報告第53号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

10ページの報告第53号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第53号を終わります。

続きまして、報告第54号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

11ページ及び12ページの報告第54号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、4件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第54号を終わります。

続きまして、報告第55号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出後の事業計画の変更届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

13ページの報告第55号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出のあった、市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動について、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱第4条第1項の規定による事業計画の変更の届出があったもので、今回は2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第55号を終わります。

続きまして、報告第56号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

14ページの報告第56号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は6件です。

判断の結果、6筆、5,427平方メートルの全てが非農地であると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第56号を終わります。

続きまして、報告第57号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

15ページ及び16ページの報告第57号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった18件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第57号を終わります。

	続きまして、報告第58号「地目変更登記に係る登記官からの照会に対する回答について」、事務局より説明をお願いします。 中村事務局長
中村事務局長	17ページの報告第58号は、山口地方法務局周南支局登記官より登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に伴い、農地法の転用許可等の有無、現況が農地であるか否か等について照会があったもので、今回は3件です。 内容は記載のとおりで、事務局長専決により回答いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。
議長（山下会長）	説明が終わりました。 以上で報告第58号を終わります。
	続きまして、報告第59号「相続土地国庫帰属承認申請に係る中国四国農政局からの照会に対する回答について」、事務局より説明をお願いします。 中村事務局長
中村事務局長	18ページの報告第59号は、農林水産省中国四国農政局より相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第2条の規定により承認申請された登記簿上の地目が田、畑又は牧場である土地について、現況が農地であるか否か、農用地区域内の土地か否か、遊休農地か否か、地域計画の目標地図への位置付け状況等についての照会があったもので今回は1件です。 内容は記載のとおりで、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していることについて、事務局長専決により回答いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。
議長（山下会長）	説明が終わりました。 以上で、報告第59号を終わります。

続きまして、報告第60号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

19ページから21ページの報告第60号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は7件です。

非農地判断の結果、番号2番の一部、番号3番の一部及び番号6番の一部の土地は農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付し、他は全て非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第60号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和7年第8回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午前10時44分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和7年8月12日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 有 馬 敏 雅

署名委員 兼 重 智